

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 15 年 6 月 4 日公布、同年 10 月 1 日施行） 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 15 年 4 月 30 日公布、同年 5 月 1 日施行） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年 12 月 18 日公布、平成 15 年 10 月 1 日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県職員退職手当条例（1～3） 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 48 年愛媛県条例第 26 号）（1のみ）</p> <p>1 長期勤続者に対する退職手当の支給水準の引下げ 国家公務員の退職手当の支給水準を民間企業の退職金の支給水準に合わせるため、国家公務員退職手当法の改正が行われたことに伴い、県職員（20 年以上 35 年以下勤務）についても同様の措置を講ずる。 条例本則の規定により計算した額に乘じる調整率 100 分の 110 100 分の 104 （経過措置）施行日から 1 年間の期間における調整率 100 分の 107 〔・昭和 47 年 12 月 1 日在職職員（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の対象）〕 〔・昭和 47 年 12 月 2 日以降に新たに職員となった者（愛媛県職員退職手当条例の対象）〕</p> <p>2 雇用保険法の一部改正に伴う措置 ・「再就職手当」及び「常用就職支度金」「就業促進手当」 ・引用条項のズレに伴う規定整備</p> <p>3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の制定（日本鉄道建設公団の解散）に伴う規定整備 〔国鉄 国鉄清算事業団（JR を含む。） 日本鉄道建設公団 愛媛県〕 〔愛媛県〕 上記の経歴を有する職員は、退職手当の算定の基礎となる在職期間を通算。なお、日本鉄道建設公団（解散）から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を経て職員となった場合には、在職期間の通算は、行わない。</p>	
施行日	公布日。ただし、1 は、平成 16 年 3 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 失業者の退職手当について 公務員については、法律による身分保障があるため、雇用保険法の適用対象から除外されているが、本来、社会保険制度として広く適用されるべき建前のものであり、職員が退職後失業している場合には、同法の失業等給付程度のものは、保障することとされている。</p> <p>2 就業手当の創設について （旧制度）再就職手当（受給資格者が安定した職業に就いた場合において支給される手当） 常用就職支度金（身体障害者その他の就職が困難な者が公共職業安定所の紹介により安定した職業についた場合に支給される。） （新制度）旧制度について一定の見直しを行うとともに、従来の再就職手当の支給対象とならない常用雇用以外の形態で就業した場合にも支給される手当が創設され、旧制度の 2 手当と併せて「就業促進手当」として再編された。</p>	